

# **第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画 後期実施計画**

**令和2年3月**

**鈴 鹿 市**

# 目 次

実施計画の策定について	1
1 計画期間	
2 重点課題と重要施策	
3 推進体制	
基本計画の体系	2
I 男女共同参画意識の向上	3
II あらゆる分野における男女共同 参画の推進	5
III ジェンダーの視点に立った人権 尊重と性差に応じた健康支援	19
単位施策 担当課一覧	22

## 実施計画の策定について

「第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画」(平成28年度～令和5年度)の策定に伴い、この基本計画を実効あるものとして総合的に推進していくために、各施策について具体的な事業概要をまとめ、実施計画として策定します。

### 第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画の成果指標

「男女共同参画意識の普及度」	：	目標値	75%
「男女比率が適正な審議会などの割合」	：	目標値	70%

なお、鈴鹿市総合計画2023においても男女共同参画社会の実現に関する同様の成果指標を定めており、整合性を図ったうえ、令和2年度から5年度の後期4年間の目標値とします。

### 1 計画期間

令和2年度から5年度までの4年間とします。

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画(令和2年度～5年度 / 計画期間8年)		
(前期)実施計画 /4年	見直し	(後期)実施計画 /4年

### 2 重点課題と重要施策

#### 課題Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

##### Ⅱ-(2)就労における男女共同参画

平成27年8月に、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されました。法第23条に基づく協議会に位置づけられる、「SUZUKA女性活躍推進連携会議」において、民学官が一体となり、本市の女性の職業生活に関する現状やそれぞれの現場が抱える課題について情報共有をし、課題解決に取り組み女性の活躍を推進します。

##### Ⅱ-(3)地域における男女共同参画

生活の拠点である地域での男女共同参画は必要不可欠なことであり、自治会等地域の活動の場において女性が進出していくことを助長できるような働きかけを進めます。

### 3 推進体制

- ①各事業概要について担当課が実施事業の実績報告を事務局に行います。
- ②事務局が取りまとめ、鈴鹿市男女共同参画推進本部会議から内部評価、鈴鹿市男女共同参画審議会から外部評価を受けます。
- ③外部評価は、鈴鹿市男女共同参画推進条例第13条に基づき、鈴鹿市男女共同参画審議会から市長へ提出します。
- ④鈴鹿市男女共同参画推進条例第12条に基づき、年次報告書を作成し評価結果を公表します。
- ⑤評価結果に基づき、担当課が事業の取組や改善を行います。

## 基本計画の体系

### 目的

『男女共同参画社会の実現』

### 目標

『誰もが個性と能力を十分に発揮し、  
夢を持って暮らせるまち「鈴鹿」』

鈴鹿市男女共同参画都市宣言より

課 題	
施 策	単 位 施 策
<b>I 男女共同参画意識の向上</b>	
(1)男女共同参画意識の普及と向上	1 性別による固定的役割分担意識の解消 2 市の制度・施策における男女共同参画 3 一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり
<b>II あらゆる分野における男女共同参画の推進</b>	
(1)意思決定の場における男女共同参画	1 男女比率が適正な審議会などの割合 2 行政や企業等組織における女性登用促進
(2)就労における男女共同参画	1 雇用における男女の格差解消 2 ワーク・ライフ・バランスの推進 3 ライフステージに応じた就労支援 4 女性の自立・起業等への支援 5 育児・介護休暇等の取得促進
(3)地域における男女共同参画	1 男女がともに参画する地域活動 2 防災分野における男女共同参画の推進
(4)家庭における男女共同参画	1 家庭生活で育む男女共同参画 2 男性の家庭参画を促進する学習機会の充実
(5)教育における男女共同参画	1 人権尊重意識を高める教育・保育の充実 2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実 3 メディア・リテラシーの向上
<b>III ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援</b>	
(1)自尊感情と人権意識の向上	1 相談事業の充実 2 セクハラやDVの撲滅
(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発	1 心身の健康支援 2 性に関する正しい知識の普及

## 課題Ⅰ 男女共同参画意識の向上

課題Ⅰでは、  
鈴鹿市全体の男女共同参画意識の底上げを目的として、その普及と向上をめざした施策に取り組みます。

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画成果指標	策定時 H30年度	R3年度	R5年度
男女共同参画意識の普及度	66.6%	71.6%	75.0%

### 施策(1) 男女共同参画意識の普及と向上

#### 単位施策1 性別による固定的役割分担意識の解消

男女共同参画に関する基本的な学習機会の充実や啓発活動に努めるとともに、様々な情報ツールを活用して、より効果的な広報活動と情報発信を展開します。

担当課	事業概要			
情報政策課	男女共同参画課をはじめ各課の男女共同参画に関する情報を、広報すずかや市ホームページ、ラジオ、メルモニ、フェイスブック等で発信します。			
男女共同参画課	性別や年齢に関わりなく幅広く市民が男女共同参画の必要性を共感できるような講座・講演会を実施し、意識啓発及び学習機会の充実を図ります。 (市民講座・対象者を絞ったセミナー等) 男女共同参画センターを男女共同参画推進の拠点施設とした啓発活動や学習活動の支援を行います。 男女共同参画センターホームページの充実を図り、情報発信を行います。			
実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※1	鈴鹿市男女共同参画センターの認知度	76.3%	78.5%	80.0%

※1  
(目標指標)

## 単位施策2 市の制度・施策における男女共同参画

市職員の男女共同参画意識を高め、市の制度や施策を男女共同参画の視点で検証します。

担当課		事業概要		
全課		全職員に対し、男女共同参画を意識を高める研修や、DV・セクハラ等各種ハラスメントに関する研修等を実施します。職場内における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する意識の共有を図り、取組の根本に人権意識を持って対応するよう、男女共同参画課と連携し意識の普及に努めます。		
		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※2	各課が実施する事業において、男女共同参画意識の普及について、連携あるいは働きかけた件数（連携することで他課への啓発と市全体の施策につながる）	9課	11課	13課

※2

## 単位施策3 一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり

古くからの慣習や伝統文化を尊重しつつ、男女共同参画の新しい視点で見直し、性別に関わらず誰もが参画できる地域コミュニティの形成をめざします。

担当課		事業概要		
地域協働課		NPOやボランティア活動において、女性は独自の視点を活かして重要な担い手として活躍しています。その活動を、市ホームページ内に設置している「すずか市民活動情報広場」を通して情報発信を図るとともに、市民活動に関する様々な情報提供や相談体制の充実に努め、誰もが参画し活躍しやすい環境づくりを進めます。		
人権政策課		各地域で人権尊重まちづくり講演会を企画し、その中で住みよいまちをつくるために、男女の区別なく参加できることの大切さを訴えます。すべての人が個性と能力を発揮し活躍できるような場の提供に努め、主要な啓発イベントに託児所を設け、性別の区別なく学習意欲のある男女誰もが参加できるように支援します。		
市民対話課		ジェンダーの問題は、民族、文化、人種、その他多様な属性に大きな関係があり、それら様々な属性を持った人たちが共に生きる社会を実現しなければならぬとの視点に立ち、市民一人ひとりの多文化共生に対する意識の高揚を図るため、講演会の実施や広報誌を通じた啓発に取り組みます。		
男女共同参画課		地域づくりを推進していくにあたり、地域、行政の双方に男女共同参画の必要性を発信します。		
		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※3	多文化共生意識の普及度 多文化共生に関するアンケートにおいて、多文化共生社会が「実現している」、又は「どちらかといえば実現している」とした回答数／アンケート回答者総数×100	52.7%	65.0%	70.0%

※3

## 課題Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

課題Ⅱでは、あらゆる分野における男女共同参画の推進をめざし、社会情勢に応じた実効性のある施策に取り組みます。

第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画成果指標	策定時	R3年度	R5年度
男女比率が適正な審議会などの割合	59.3%	64.7%	70.0%

### 対象となる審議会

地方自治法第138条の4第3項及び、第202条の3に規定する附属機関、地方自治法第180条の5第1項、第3項に規定する執行機関、地方公営企業法第14条の規定に基づく審議会、鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程及び鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程に基づく会議（附属機関及び附属機関以外の会議の取扱いに関するガイドライン参照）

#### ①地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関

第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

#### ②第202条の3に規定する附属機関

第1項 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。  
第2項 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。  
第3項 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

#### ③地方自治法第180条の5第1項、第3項に規定する執行機関

第1項 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。教育委員会・選挙管理委員会・人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会・監査委員。  
第3項 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。農業委員会・固定資産評価審査委員会。

#### ④地方公営企業法第14条

第14条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設ける。

## 施策(1) 意思決定の場における男女共同参画

### 単位施策1 男女比率が適正な審議会などの割合

審議会等における女性委員の登用率は、40%以上を目標とします。ただし、市の制度・施策に市民の意見を公平に反映させるため、いずれの性も40%を下回らないように努めます。

策定時 色付けは40～60%を達成している審議会等、網掛は60%を超えている審議会等

担当課	審議会等名称	委員総数	女性委員	策定時
1	防災危機管理課	44	19	43.2%
2	鈴鹿市国民保護協議会	44	19	43.2%
3	交通防犯課	16	11	68.8%
4	自転車等駐車対策協議会	12	5	41.7%
※	総合政策課	20	8	40.0%
※	鈴鹿市教育振興基本計画審議会	5	3	60.0%
5	行政経営課	13	5	38.5%
6	鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会	10	5	50.0%
7	総務課	5	2	40.0%
8	鈴鹿市個人情報保護審査会	5	2	40.0%
9	鈴鹿市行政不服審査会	5	2	40.0%
	人事課	-	-	休会
10	契約検査課	4	2	50.0%
11	地域協働課	8	4	50.0%
12	鈴鹿市地域づくり検討会議	13	2	15.4%
13	鈴鹿市人権擁護に関する審議会	9	3	33.3%
14	鈴鹿市玉垣会館運営会議	17	7	41.2%
15	人権政策課	17	7	41.2%
16	鈴鹿市一ノ宮市民館 ・一ノ宮団地隣保館運営会議	19	5	26.3%
17	鈴鹿市一ノ宮団地児童センター運営会議	22	6	27.3%
18	男女共同参画課	9	5	55.6%

※はH31年4月以降設置のため、カウントしない



	担当課	審議会等名称	委員 総数	女性 委員	策定時
19	文化振興課	鈴鹿市社会教育委員の会	8	4	50.0%
20	文化財課	鈴鹿市文化財調査会	11	2	18.2%
21		金生水沼沢植物群落保護増殖事業 推進検討会	9	1	11.1%
22		国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討会議	8	2	25.0%
23		国史跡伊勢国府跡調査指導会議	5	1	20.0%
24	スポーツ課	鈴鹿市スポーツ推進審議会	10	4	40.0%
25	図書館	鈴鹿市立図書館協議会	9	5	55.6%
26	廃棄物対策課	鈴鹿市廃棄物減量等推進審議会	10	4	40.0%
27	子ども政策課	鈴鹿市子ども・子育て会議	18	9	50.0%
28		鈴鹿市放課後子ども総合プラン運営委員会	6	3	50.0%
29		特定教育・保育施設等重大事故検証委員会	4	2	50.0%
30	子ども家庭支援課	鈴鹿市要保護児童等・DV対策地域協議会	40	14	35.0%
31		鈴鹿市就学支援委員会	17	11	64.7%
32		鈴鹿市いじめ調査委員会	5	2	40.0%
33	健康福祉政策課	鈴鹿市地域福祉計画審議会	13	6	46.2%
34		鈴鹿市民生委員推薦会	7	3	42.9%
35	長寿社会課	鈴鹿市養護老人ホーム入所判定委員会	5	1	20.0%
36		鈴鹿市高齢者施策推進協議会	20	10	50.0%
37	障がい福祉課	鈴鹿市障害者施策推進協議会	19	10	52.6%
38		鈴鹿市障害者地域自立支援協議会	25	13	52.0%
39		鈴鹿市障害者介護給付等の支給に関する 審査会	10	4	40.0%
40	保険年金課	鈴鹿市国民健康保険運営協議会	12	4	33.3%
41	健康づくり課	鈴鹿市健康づくり推進協議会	19	7	36.8%
42		鈴鹿市応急診療所運営委員会	8	4	50.0%
43		鈴鹿市予防接種運営委員会	5	1	20.0%

	担当課	審議会等名称	委員 総数	女性 委員	策定時
44	産業政策課	鈴鹿市モノづくり元気支援事業検討会議	7	3	42.9%
45	農林水産課	鈴鹿市地産地消推進協議会	12	5	41.7%
46	都市計画課	鈴鹿市都市計画審議会	15	6	40.0%
47		鈴鹿市景観審議会	11	5	45.5%
48		鈴鹿市地域公共交通会議	19	3	15.8%
49	建築指導課	鈴鹿市建築審査会	7	3	42.9%
	住宅政策課	鈴鹿市空家等対策協議会	-	-	休会
50	教育支援課	鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会	15	7	46.7%
51		鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会	6	0	0.0%
52		学校問題解決支援委員会	6	0	0.0%
53	上下水道総務課	鈴鹿市上下水道事業経営審議会 (2021年度予定)	-	-	休会
		集 計	673	270	40.1%

**地方自治法第180条の5に基づく委員会等  
(委員選任に議会の同意等が必要または選挙の実施を伴う)**

	担当課	審議会等名称	委員 総数	女性 委員	策定時
54	総務課	鈴鹿市公平委員会	3	1	33.3%
55	市民税課	鈴鹿市固定資産評価審査委員会	3	0	0.0%
56	教育総務課	鈴鹿市教育委員会	5	3	60.0%
57	選挙管理委員会事務局	鈴鹿市選挙管理委員会	4	2	50.0%
58	監査委員事務局	鈴鹿市監査委員	3	1	33.3%
59	農業委員会事務局	鈴鹿市農業委員会	18	5	27.8%
		集 計	36	12	33.3%

## 単位施策2 行政や企業等組織における女性登用促進

行政や民間企業、地域など、あらゆる組織や団体の意思決定の場や指導的立場に女性の参画が進むよう関係機関に働きかけます。また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、情報提供や支援体制の充実に努めます。

担当課		事業概要			
人 事 課		役職者として求められる能力、知識等を身につけるため、各種研修会及び自治大学校へ女性職員を派遣します。 また、やる気や資質を備えた若い女性職員を管理職やグループリーダーに積極的に登用します。			※4
契 約 検 査 課 (上下水道総務課)		建設業の職場内における女性登用促進に関する意識を高めるために、入札参加資格者名簿に登録されている企業の中で落札業者に啓発文書を契約書と共に配布します。			
地 域 協 働 課		自治会役員への女性登用を促すため、自治会連合会の各種会議において男女共同参画を推進する啓発活動を行います。			
産 業 政 策 課		企業訪問や各種会議などの機会を捉えて、意思決定の場や指導的立場に女性の参画を促進するよう啓発等を進めます。 また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、現場支援を通じて専門アドバイザーによる助言等を行います。			
学 校 教 育 課		県教委の小中学校長・教頭職への積極的な女性登用の方針に沿って働きかけを行います。 各学校長を通じて、女性職員に対し管理職選考試験や管理職をめざす職員を対象とする研修講座への参加を呼びかけ、昇任への意欲を高めるための働きかけを行います。			※5
実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度	
※4	女性管理職の登用率 (「鈴鹿市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」)	16.2%	18.0%	19.0%	
※5	実際に管理職として登用された女性職員の割合 (現在の登用人数を維持しながら、5年で2名の増加を目標とする)	23.8%	25.0%	26.1%	

## 施策(2) 就労における男女共同参画

### 単位施策1 雇用における男女の格差解消

雇用や賃金における男女格差を是正するため、男女の均等な機会と待遇の確保、就労における男女共同参画を推進するための啓発やそれを促す仕組みの構築に努めます。

担当課		事業概要		
人事課 (消防総務課)	職員の任用にあたっては、大学等での採用説明会等を実施し、採用試験における女性受験者の拡大に努めます。特に女性職員が少ない消防職において女性職員数の増加を図ります。			※6
契約検査課 (上下水道総務課)	建設業の職場内における男女格差解消に関する意識を高めるために、入札参加資格者名簿に登録されている企業の中で落札業者に啓発文書を契約書と共に配布します。			
産業政策課	三重労働局(鈴鹿公共職業安定所)と連携しながら、広報すずか、市ホームページなどの媒体を利用し、雇用環境における男女格差を解消するため、各種制度の周知を行います。			
実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※6	女性消防職員数	4人	5人	7人

### 単位施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

少子高齢化や核家族化が進む社会の中で男女がともに生きがいを持って暮らし続けるために、働き方の見直しや多様な働き方を可能にする制度の構築など、意識啓発と仕組みづくりに努めます。

担当課		事業概要		
人事課	近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まり、働き方に対するニーズの多様化の状況等を踏まえ、より柔軟な働き方を可能とする制度の構築を検討します。			※7
契約検査課 (上下水道総務課)	建設業の職場内におけるワーク・ライフ・バランスに関する意識を高めるために、入札参加資格者名簿に登録されている企業の中で落札業者に啓発文書を契約書と共に配布します。			
産業政策課	三重労働局(鈴鹿公共職業安定所)と連携しながら、広報すずか、市ホームページなどの媒体を利用し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、各種制度や取組の周知を行います。			
実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※7	職員の年次有給休暇の年間平均取得日数	14.3日	15日	15日

### 単位施策3 ライフステージに応じた就労支援

M字カーブと呼ばれる女性の働き方の背景にある課題を検証し、子育て支援や介護支援の充実、ライフステージに応じた就労支援や啓発に取り組みます。

担当課		事業概要		
子ども政策課		誰もが安心して結婚や妊娠、出産・子育てができるよう、子育て応援サイト「きら鈴」により、子育てに関する制度や支援についての情報発信を行い、子育てしやすい環境づくりを促進します。 また、様々な悩みを抱える一人親の就労支援のため、母子・父子自立支援員による相談やハローワークと連携し、一人親家庭の就労に繋げられるよう支援します。		
子ども育成課		適切な保育・教育環境を確保し、子育てと仕事の両立ができる環境整備を進めます。 また、広報すずかや市ホームページなどで情報発信を行い、子育て中の女性も安心して働ける環境づくりを促進します。		
長寿社会課		介護関係の就労等に関して窓口や電話での問い合わせがあれば、三重県社会福祉協議会、鈴鹿市社会福祉協議会等を案内します。 また、広報すずかや市ホームページ等に、関係機関が実施する介護人材の育成や再就労を推進するための情報を掲載します。		
産業政策課		三重労働局（鈴鹿公共職業安定所）と連携しながら、ライフステージに応じた就労支援を行うとともに、広報すずか、市ホームページなどの媒体を利用し、支援制度等の周知を行います。		
実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※8	就学前児童総数に対して、教育・保育施設を利用している割合	63.8%	65.5%	66.5%

※8

### 単位施策4 女性の自立・起業等への支援

女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携し、スキルアップや起業に関する講座の開催、情報提供、支援制度の周知に努めます。

担当課		事業概要		
産業政策課		鈴鹿商工会議所と連携を図り、女性の起業を支援するためのセミナーや講演会を開催するとともに、広報すずか、市ホームページなどの媒体を利用して起業に関する情報提供・支援制度の周知を行います。 また、鈴鹿地域職業訓練センターほか、職業訓練を行う関係機関等との連携を図り、スキルアップにつながるような講座の周知を行います。		
農林水産課		新規就農相談時において、女性の農業部門への就労や起業への契機となるよう、夫婦間家族協定の締結について普及啓発に努めます。		
農業委員会		女性農業委員が中心となり、今後、女性農業者が活躍していくために必要なことや課題、また解決方策等について話し合い、関係機関と連携し支援体制を確立します。 また、年2回発行の農業委員会だよりにおいて、女性農業者に関するコーナーを設けるなど積極的な情報発信に努めます。		
実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※9	青年就農給付受給者における夫婦間家族協定締結の割合	5.3%	12.0%	16.1%

※9

## 単位施策5 育児・介護休暇等の取得促進

男女を問わず、育児や介護を行う就労者が仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう、育児・介護休暇等の取得を促進するような仕組みづくりや意識啓発、職場の環境整備に努めます。

担当課		事業概要		
人 事 課	育児や介護の休暇制度など諸制度の周知徹底と意識の啓発、また、男性の子育て目的の休暇等の取得を促進する。	※10		
契 約 検 査 課 (上下水道総務課)	建設業の職場内においても、育児・介護休暇等の取得に関する意識を高めるために、入札参加資格者名簿に登録されている企業の中で落札業者に啓發文書を契約書と共に配布します。			
子 ども 政 策 課	保護者等が安心して育児休業等が取得できるよう、保育所等の教育・保育施設を確保しながら、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実を図ります。 放課後児童クラブの運営について、事業者と利用者が連携して児童の健全な育成を図るため、放課後児童支援員の能力向上を目指し、子どもへの理解と支援について研修を実施します。	※11		
産 業 政 策 課	三重労働局(鈴鹿公共職業安定所)と連携しながら、広報すずか、市ホームページなどの媒体を利用し、育児・介護休暇等の取得促進に向けた周知啓発を行います。			
実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※10	男性職員の育児休業取得者数(累計) (「第2次鈴鹿市特定事業主行動計画」計画期間中令和2年4月1日～令和6年3月31日に妻に子どもが生まれた男性職員の育児休業取得者を20人にする。毎年度5人ずつ)	7人	10人	20人
※11	放課後児童支援員の能力向上を目指し、子どもへの理解と支援についての研修の実施回数	2回	3回	4回



## 施策(3) 地域における男女共同参画

### 単位施策1 男女がともに参画する地域活動

自治会活動や地域づくり活動にあらゆる世代の男女がともに参画することを促進し、男女共同参画の視点に立った「自助」「共助」のまちづくりをめざします。

担当課		事業概要		
地域協働課		地域づくりにおいて女性の視点は欠かせないため、地域づくり協議会の組織化や地域づくり研修会等の機会を捉え、その重要性を訴え、女性の地域活動への参画を呼びかけます。		
スポーツ課		スポーツを推進していくにあたり、地域における健康づくり・体力づくりについては、女性の視点も重要であるため、女性の参画を呼びかけます。		
実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※12	スポーツ推進委員の女性の占める割合	21.0%	23.0%	25.0%

※12

### 単位施策2 防災分野における男女共同参画の推進

災害対策や復興支援の場に必要な男女共同参画の視点を広めることで、多様なニーズに対応できる防災体制の構築に努めます。

担当課		事業概要		
防災危機管理課		自主防災組織における女性役員の拡大を働きかけるとともに、地域で防災研修会を行う際に、男性だけでなく女性の参加を呼びかけます。 また、講習テーマに女性にあった内容を取り入れ、自治会や自主防災隊、公民館講座、小・中学校PTA等に向けて防災研修会を実施し、災害対応における女性視点の重要性を啓発します。		
中央消防署		地域防災の中核として重要視されている消防団は、災害活動だけでなく、自主防災組織等が実施する防災訓練や、市民が幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育等における防災教育の指導的役割を担っています。防災訓練や防災教育へ指導的な立場で、男性団員とともに女性団員が参画することで、地域防災分野への女性の参画・活躍の重要性を意識付けます。		
実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※13	女性主体の防災研修会数(目標値10回/年)の達成率	50.0%	80.0%	100.0%
※14	消防団員が指導的役割で参画した、自主防災組織等が実施する防災訓練及び学校等での防災教育の回数に対する女性消防団員が指導者として参画した回数の割合	61.1%	63.0%	65.0%

※13

※14

## 施策(4) 家庭における男女共同参画

### 単位施策1 家庭生活で育む男女共同参画

社会の最小単位である家庭において、日々の営みを通じて男女共同参画の意識を育むことで、社会全体の男女共同参画意識の底上げを図ります。

担当課		事業概要		
文化振興課		PTA家庭教育研修会で男女共同参画課の出前講座を紹介して、各学校のPTA事業等の中で男女共同参画の観点を盛り込んだ講座を実施できるよう努めます。 当課主管の事業である親なびワーク、パパ・ママワークでは、依頼内容に応じて男性の子育ての視点を取り入れるよう努めます。		
子ども政策課		主に0歳から3歳までの乳幼児を持つ子育て中の親同士が集うことができる地域子育て支援拠点事業等の充実を図り、各家庭の置かれた状況に関わらず、安心して子どもを産み育てることができるよう、地域交流の場の提供を行います。 また、行事を実施する保育所等の主催団体がイベントカレンダーに行事を記載しているほか、子育てに関する制度や支援についての情報提供を行っています。		
教育指導課		自分も家庭生活を支える一員であるという自覚をもち、生活をよりよくしようとする態度を養うため、家庭科等の教育活動全体を通じて、社会の一員として男女共同参画を重んじる態度を育成します。		
実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※15	地域子育て支援拠点施設利用者数(年間延べ人数) (子育てに関する知識・情報が共有され、安心して子育てができる環境づくりに寄与することになる)	103,176人	107,000人	113,000人 /年
※16	全国学力・学習状況調査の児童質問紙・生徒質問紙において「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合	40.4%	60.5%	61.5%





## 単位施策2 男性の家庭参画を促進する学習機会の充実

性別役割分担意識の解消とともに、人口構造や家族形態などにより変化するライフスタイルに対応できるよう、男性の家事・育児・介護に関する情報提供や学習機会の充実に取り組みます。

担当課		事業概要		
地域協働課	公民館講座やサークル活動において、男性の家庭参画を促す事業を実施するとともに、男性の家庭参画啓発のためのポスター掲示やチラシ配架等を行うことで、性別役割分担意識の解消に努めます。	※17		
図書館	家事、育児参画について、男性、女性の双方が理解を深める図書資料の提供を図ります。 家事、育児参画に関連する事業において、男性が参加しやすい環境に努め、学習機会や子どもとともに過ごす機会の提供を図ります(映画会、こどもシアター、おはなし会等)。	※18		
子ども政策課	子育て応援サイト「きら鈴」により、男性の育児参画情報や子育て支援センター各種イベント情報などを発信し、結婚後の不安感の軽減と子育て世代が子育てしやすい環境づくりを促進します。 また、スマートフォンへの対応を図り、利便性を向上させることでより効果的な情報発信を目指します。			
長寿社会課	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症サポーター養成講座を実施し、男女を問わず、認知症の理解を深め、認知症高齢者の見守り活動の促進に努めます。	※19		
健康づくり課	男性の育児情報を提供するため、妊娠届出時の母子健康手帳の交付時に、父子健康手帳の交付と説明を行います。 また、妊娠期、夫婦で参加できる「プレパパママ教室」を実施し、学習機会の充実に努めます。	※20		
実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※17	男性の家庭参画を促す事業を実施する公民館数(全31館) (男性の家庭参画を促す事業が増えることにより、地域住民に対する男女共同参画の周知や理解が高まることから)	12館	16館	20館
※18	家事、育児参画に関連する事業における男性の参加率	6.0% (H31)	8.0%	10.0%
※19	認知症サポーター数のうち男性の割合 (地域の集いの場をはじめ、教育現場や職場等で講座を開催することにより、男性に対しても認知症や介護に対する学習機会の充実に取り組むこととする。算出方法は、認知症サポーター養成講座のアンケート結果を用いる。)	43.5%	47.4%	50.0%
※20	父子健康手帳の交付率(父子健康手帳/妊娠届出数)	47.0%	48.0%	50.0%

## 施策(5) 教育における男女共同参画

### 単位施策1 人権尊重意識を高める教育・保育の充実

ジェンダーの視点に立った教育・保育で、互いを認め合う人権意識を醸成するとともに、指導者に対して社会情勢に応じた研修機会の充実や情報共有に努めます。

担当課		事業概要		
子ども育成課	子ども一人ひとりが、国籍、出生、性別等で差別されることなく、平等に権利が尊重され、障がい、虐待、貧困等の問題が解決されるよう、すべての子育て家庭を支援する視点に立った取組を進めます。 そして、担い手である保育士・幼稚園教諭の人材確保、専門性の向上を図ります。	※21		
学校教育課	男女共同参画の意識を深め、指導の充実を図るため、教職員や保育士等に対する研修を実施します。 保育・教育に携わる教職員が男女平等・男女共同参画社会について正しく理解できるように、各学校・園の管理職に対して研修の実施を働きかけ、男女共同参画への意識向上に向けた学校教育・保育の充実を図ります。			
教育指導課	幼稚園においては、男女が一緒になって、楽しく遊ぶ活動を取り入れたり、学級全体で行う活動では男女にとらわれることなく、自分らしさを発揮できるような経験をさせたりして、男女共同参画の素地を養うとともに、小中学校においては、道徳の時間を中心にして、教育活動全体を通じて、男女が協力することや互いを尊重することの大切さを考える授業を実践し、男女の人権尊重意識を高める取組を進めます。 男女の人権尊重意識を高める教育・保育の充実に向け、道徳教育や人権教育等をテーマにした研修講座を開催します。	※22		
教育支援課	教職員を対象に、女性の人権や性的マイノリティーの人権に係る問題を解決するための人権教育研修会を社会情勢に応じた内容で開催します。 また、各幼稚園、小中学校に対して、県内で開催される女性の人権にかかる研修会や講演会の情報提供を行います。			
実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※21	人権(障がい、虐待、貧困等含む)研修会への参加人数 (年22回)	362人	395人	420人
※22	道徳教育や人権教育等をテーマにした研修講座の受講校園の割合(小30校、中10校、幼11園 計51校園)	74.5%	82.0%	86.0%

## 単位施策2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

ジェンダーに基づく固定観念にとらわれず、個々の個性や能力、希望に応じた進路の選択ができるよう、キャリア教育の充実や保護者等に向けた啓発に努めます。

担当課		事業概要		
子ども育成課	乳幼児期は遊びや生活における身体的・具体的な体験を通じて、生涯にわたる人格形成の基盤を培う重要な時期です。このため、この時期に個々の個性や能力を認めあう保育や教育を行うとともに、小学生と交流する機会を設けるなど、小学校との積極的な連携により、円滑な接続を図ります。			※23
教育指導課	<p>将来に向けて自立し、個人の能力や個性にあった生き方を選択することの理解促進を図るため、キャリア教育を通して、幼い頃から家庭で自立に対する考え方を意識するようしていきます。</p> <p>また、男性向け・女性向けとされる職種にとらわれることなく働いている人や、大学等で専門的に学んでいる人を紹介することで、性別は進路を決定する要因にならないことへの理解を深めます。</p> <p>小中学校では、各学校においてキャリア教育の目標及び年間指導計画を作成し、多様な他者の考えや立場を理解する力を育みます。</p> <p>職場体験学習の充実を図ることで、児童生徒の学習意欲を喚起するとともに多様な生き方を学ばせ、夢や目標をもち主体的に進路を選択する態度を育成します。</p>			※24
教育支援課	各学校において、文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」資料に基づいた指導力向上の研修等の実施に向けて周知を図ります。			
実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※23	園児と小学生との交流活動実施率	85.7%	92.0%	100.0%
※24	全国学力・学習状況調査の児童質問紙・生徒質問紙において「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合	76.2%	85.5%	86.5%

### 単位施策3 メディア・リテラシーの向上

メディアから発せられる様々な情報を、自ら判断し読み解くことができるよう、メディア・リテラシーを向上するための啓発活動や学習会等の充実、情報提供を行います。

担当課	事業概要	
子ども育成課	<p>保育所又は幼稚園を利用する保護者に向けて、子どもの心身の発達に影響を及ぼす恐れのあるパソコン・携帯電話・ゲーム等の電子メディアとの上手な関わり方について、保護者向け「たより」等を活用して情報提供を行います。</p> <p>また、情報セキュリティ、情報モラル、メディアリテラシー等の問題について、保育士又は幼稚園教諭同士が、職員会議や園内研修において議論を深めたり、情報共有を図ります。</p>	※25
教育支援課	<p>小中学校での「インターネット・スマートフォン等の正しい使い方」を学習する出前講座へ講師を派遣し、児童生徒のメディアリテラシー向上を支援します。</p>	※26

実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※25	「たより」等で情報提供した園の数 (保10園, 幼11園 計21園)	16園	19園	21園
※26	「インターネット・スマートフォン等の正しい使い方」に関する出前講座を実施する小中学校の割合(目標値:100%)	65.0%	100.0%	100.0%



## 課題Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と 性差に応じた健康支援

課題Ⅲでは、  
誰もが生きがいを感じながら自分らしく生きることができるよう、人権尊重と  
心身の健康支援に関する施策に取り組みます。

### 施策(1) 自尊感情と人権意識の向上

#### 単位施策1 相談事業の充実

ジェンダーやフェミニズムの視点に立った相談を通じて、相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。

担当課	事業概要				
市民対話課	問題解決の手がかりを見つけることで市民の不安の解消や軽減を図り、誰もが安心して幸せな暮らしができるよう各種専門相談を開設します。	※27			
男女共同参画課	女性のための電話相談を実施します。相談者自らが内なる女性問題に具体的に取り組むきっかけをつくり、相談内容からみえてくる課題を検証し、男女共同参画の推進につなげます。 また、相談者に対して、適切な対応ができるよう、相談員のスキルアップや関係機関との連携に努めます。				
子ども家庭支援課	女性相談員による女性のための各種相談や教職員によるLGBT相談を通じて、相談者の意思を尊重し、その人らしく生きていくことのアドバイスをを行います。				
健康づくり課	妊娠届出時のアンケートや乳児家庭全戸訪問の実施により、出産や子育てに不安や悩みを抱える方を把握し、助産師や保健師等の専門職が相談に応じます。 乳児家庭全戸訪問事業では、育児中の保護者がエンパワメントを図れる冊子の紹介を行います。	※28			
実施計画目標指標			策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※27	相談事業利用者のうち相談事業に対して満足と回答した利用者の割合		82.4%	84.0%	85.0%
※28	乳児家庭全戸訪問の実施率:本事業の対象家庭の訪問実施率		96.6%	100.0%	100.0%



## 単位施策2 セクハラやDVの撲滅

人権を無視した行為が犯罪であることを周知するとともに、予防するための啓発活動に努めます。また女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関との連携を強め、被害者の保護と支援に努めます。

担当課		事業概要		
人権政策課	啓発手帳を作成し、その中でDVやセクハラ等は犯罪であることを周知します。 また、広報すずかの「ひろげよう人権尊重の輪」においてもコラムなどを掲載し、暴力行為は犯罪であることを訴えます。 相談があった場合は速やかに適切な相談機関を紹介します。			
子ども家庭支援課	要保護児童等・DV対策地域協議会の代表者会議を年2回、実務者会議を年3回と必要に応じて臨時の会議を適時開催します。 また、児童虐待・DV防止の普及啓発方法を検討、実施します。			
健康福祉政策課	地域で児童福祉を推進している児童委員、特に主任児童委員が、児童のいる家庭の見守りや育児支援をする中で、DVを発見した場合や、そのことが子どもを育てる環境に影響し虐待につながった場合には児童相談所等への通報など支援先へのつなぎを行います。 また、通報につながる発見をするため、日頃から研修や委員同士の情報共有を図り、自己研鑽が行えるよう、主任児童委員の部会開催や研修会の定期開催(部会年12回、研修会年3回)の支援を行います。			
保護課	言葉の暴力を含めDVIは、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を推進する上で克服すべき重要な課題であります。DV被害者ケースの相談があった場合は、関係機関との連携を図り、被害女性の自立に向けた支援を行います。			
長寿社会課	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、鈴鹿市内の病院、警察、地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護施設、民生委員、自治会長、市民の方などから情報提供があった場合、生命の危機を一番に考え、迅速かつ緊急に対応(訪問・親族への連絡・警察への応援要請等)しています。この法律は、高齢者(被害者)の保護だけでなく、養護者(加害者)への支援も求めているため、三重県高齢者障がい者虐待防止チームとも連携しながら、地域包括支援センター等関係機関と協議し、双方がおだやかな生活を送れるよう土日昼夜を問わず行動しています。			
実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※29	児童虐待・DV防止の啓発事業実施件数	10件	12件	13件

※29

## 施策(2) 生涯にわたる心身の健康に関する啓発

### 単位施策1 心身の健康支援

ジェンダーに起因する心身の不調への理解と予防や、男女の特性に応じた生涯にわたる健康支援について、学習機会の充実や啓発活動に取り組みます。

担当課		事業概要		
男女共同参画課	相談窓口を周知し、ジェンダーに起因する悩みの相談を受けることにより、心身の不調の予防を図ります。 また、関係機関と連携を図り、相談内容からみえるニーズに沿ったセミナー等を実施します。			※30
健康づくり課	更年期を軸に、女性のライフスタイルを知り、自分の健康管理の重要性を意識してもらうことを狙いながら、自分にあったセルフケア方法を見つける一助となる内容の取組(女性のための健康講座や保健センター等での健康情報の啓発)を行います。			※31
実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※30	心身の健康支援に関するセミナー等の実施回数	3回	4回	5回
※31	女性のための健康講座への参加人数 (参加人数が増えることは自らの健康意識の高まりであると考えられるため)	89人	110人	130人

### 単位施策2 性に関する正しい知識の普及

男女が性について正しい知識を理解し、互いに尊重し合える関係を築くための広報や啓発に努めるとともに、発達段階に応じた適切な性教育に取り組みます。

担当課		事業概要		
男女共同参画課	性の多様性について、発達段階に応じた理解ができるよう、関係機関と連携し、情報提供やセミナー等を実施します。			
健康づくり課	幼稚園・小学校・中学校・高等学校が性教育を実施する場合、依頼があれば学習に必要な赤ちゃん人形や妊婦体験ジャケットの貸出・助産師会等の出張の支援を行います。			
教育指導課	学校における性教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえ、学校全体での共通理解のもと、保護者の理解を得ることなどに配慮し、集団指導と個別指導の連携を密に効果的に実施します。 配偶者等からの暴力やデートDVなどあらゆる暴力を未然に防ぐため、専門機関と連携しながら学校におけるDV予防教育を実施し、知識の啓発と普及に努めます。 「夢工房-達人に学ぶ-」事業等で、産婦人科医等の専門的な知識を持った外部講師から、生命の尊重、性についての話を聞く機会を設け、生命の誕生や男女の考え方の違いや男女がお互いに助け合うことの大切さについて、考える取組を実施します。			※32
実施計画目標指標		策定時 H30年度	R3年度	R5年度
※32	「夢工房-達人に学ぶ-」事業等で、性教育に関する講座を実施した学校の割合(小30校、中10校 計40校)	27.5%	42.5%	47.5%

単位施策 担当課一覧

課題	施 策	
	単 位 施 策	担 当 課
I	(1)男女共同参画意識の普及と向上	
	1 性別による固定的役割分担意識の解消	情報政策課・男女共同参画課
	2 市の制度・施策における男女共同参画	全課
	3 一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり	地域協働課・人権政策課・市民対話課・男女共同参画課
II	(1)意思決定の場における男女共同参画	
	1 男女比率が適正な審議会などの割合	全課
	2 行政や企業等組織における女性登用促進	人事課・契約検査課(上下水道総務課)・地域協働課・産業政策課・学校教育課
	(2)就労における男女共同参画	
	1 雇用における男女の格差解消	人事課(消防総務課)・契約検査課(上下水道総務課)・産業政策課
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	人事課・契約検査課(上下水道総務課)・産業政策課
	3 ライフステージに応じた就労支援	子ども政策課・子ども育成課・長寿社会課・産業政策課
	4 女性の自立・起業等への支援	産業政策課・農林水産課・農業委員会
	5 育児・介護休暇等の取得促進	人事課・契約検査課(上下水道総務課)・子ども政策課・産業政策課
	(3)地域における男女共同参画	
	1 男女がともに参画する地域活動	地域協働課・スポーツ課
	2 防災分野における男女共同参画の推進	防災危機管理課・中央消防署
	(4)家庭における男女共同参画	
	1 家庭生活で育む男女共同参画	文化振興課・子ども政策課・教育指導課
	2 男性の家庭参画を促進する学習機会の充実	地域協働課・図書館・子ども政策課・長寿社会課・健康づくり課
	(5)教育における男女共同参画	
	1 人権尊重意識を高める教育・保育の充実	子ども育成課・学校教育課・教育指導課・教育支援課
	2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	子ども育成課・教育指導課・教育支援課
	3 メディア・リテラシーの向上	子ども育成課・教育支援課
III	(1)自尊感情と人権意識の向上	
	1 相談事業の充実	市民対話課・男女共同参画課・子ども家庭支援課・健康づくり課
	2 セクハラやDVの撲滅	人権政策課・子ども家庭支援課・健康福祉政策課・保護課・長寿社会課
	(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発	
	1 心身の健康支援	男女共同参画課・健康づくり課
2 性に関する正しい知識の普及	男女共同参画課・健康づくり課・教育指導課	





第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画 後期実施計画

---

(発行日) 令和2年3月

(発行) 鈴鹿市

(編集) 地域振興部男女共同参画課

〒513-0801 三重県鈴鹿市神戸二丁目15番18号

電話 059-381-3113 FAX 059-381-3119

E-mail danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp

URL <http://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/>